

別紙－１ 業務ポリシーの参考指標 ～業務発注担当部署～

「平成20～22年度の工事発注件数」（港湾空港、営繕関係を除く）

業務発注担当部署別の一覧表

		H20	H21	H22			H20	H21	H22
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数	地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北海道開発局	札幌開発建設部	450	474	360	関東地方整備局	常陸河川国道事務所	111	82	101
	函館開発建設部	152	116	119		下館河川事務所	52	32	33
	小樽開発建設部	107	94	91		霞ヶ浦河川事務所	31	27	38
	旭川開発建設部	240	206	164		常総国道事務所	35	21	28
	室蘭開発建設部	135	136	126		宇都宮国道事務所	78	75	60
	釧路開発建設部	122	122	134		日光砂防事務所	25	25	22
	帯広開発建設部	200	187	166		渡良瀬川河川事務所	33	43	21
	網走開発建設部	177	209	176		湯西川ダム工事事務所	22	22	25
	留萌開発建設部	92	92	74		高崎河川国道事務所	90	80	52
稚内開発建設部	66	73	51	利根川水系砂防事務所		29	29	34	
東北地方整備局	青森河川国道事務所	129	129	114		ハツ場ダム工事事務所	63	34	25
	高瀬川河川事務所	8	7	6		利根川上流河川事務所	85	54	44
	津軽ダム工事事務所	12	7	17		荒川上流河川事務所	55	60	41
	岩手河川国道事務所	103	120	114		大宮国道事務所	87	65	41
	三陸国道事務所	64	87	72		北首都国道事務所	38	35	45
	胆沢ダム工事事務所	22	20	20		利根川下流河川事務所	32	36	42
	仙台河川国道事務所	149	163	156		江戸川河川事務所	77	61	42
	北上川下流河川事務所	65	50	38		首都国道事務所	41	18	14
	秋田河川国道事務所	79	95	65		千葉国道事務所	102	76	40
	湯沢河川国道事務所	76	68	52		荒川下流河川事務所	67	38	16
	能代河川国道事務所	67	62	62		東京国道事務所	75	70	53
	山形河川国道事務所	181	185	114		相武国道事務所	43	74	60
	酒田河川国道事務所	99	113	135		相模川水系広域ダム管理事務所	12	8	9
	新庄河川事務所	57	68	51		京浜河川事務所	73	42	33
	月山ダム管理所	6	5	4		川崎国道事務所	19	21	16
	長井ダム工事事務所	32	7	7		横浜国道事務所	90	87	77
	福島河川国道事務所	81	71	70		甲府河川国道事務所	102	86	82
	郡山国道事務所	59	65	63		富士川砂防事務所	35	34	23
	磐城国道事務所	57	69	38		長野国道事務所	66	108	62
	摺上川ダム管理所	3	4	5		利根川ダム統合管理事務所	24	26	15
	北上川ダム統合管理事務所	26	22	18		鬼怒川ダム統合管理事務所	14	19	13
	鳴子ダム管理所	5	7	6		品木ダム水質管理所	3	4	3
	釜房ダム管理所	5	5	6		二瀬ダム管理所	13	9	7
	浅瀬石川ダム管理所	9	11	8	霞ヶ浦導水工事事務所	4	2	2	
	玉川ダム管理所	7	8	8	北陸地方整備局	信濃川下流河川事務所	49	49	19
	七ヶ宿ダム管理所	6	8	6		阿賀野川河川事務所	24	29	21
	最上川ダム統合管理事務所	15	15	12		新潟国道事務所	110	106	73
	三春ダム管理所	6	7	7		長岡国道事務所	76	81	66
	森吉山ダム工事事務所	14	5	10		湯沢砂防事務所	47	67	36
						羽越河川国道事務所	35	45	47
				高田河川国道事務所		62	82	63	
				富山河川国道事務所		160	168	133	
				黒部河川事務所		44	30	15	
				立山砂防事務所		29	32	30	
				金沢河川国道事務所		138	129	131	
				飯豊山系砂防事務所		17	17	10	
				阿賀川河川事務所		16	18	12	
				千曲川河川事務所		25	30	30	
				松本砂防事務所		35	50	36	
				神通川水系砂防事務所		14	17	15	
				大町ダム事務所	8	8	7		
				三国川ダム管理所	7	6	5		
				信濃川河川事務所	35	44	31		
				利賀ダム工事事務所	9	1	2		

		H20	H21	H22
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数

中部地方整備局	多治見砂防国道事務所	51	58	44
	木曾川上流河川事務所	76	92	62
	岐阜国道事務所	57	74	57
	高山国道事務所	41	52	37
	静岡河川事務所	40	66	24
	静岡国道事務所	96	88	71
	沼津河川国道事務所	69	72	66
	浜松河川国道事務所	97	155	69
	庄内河川事務所	32	30	26
	愛知国道事務所	37	37	14
	名四国道事務所	68	64	40
	三重河川国道事務所	139	119	94
	木曾川下流河川事務所	54	54	40
	紀勢国道事務所	79	61	68
	飯田国道事務所	43	57	35
	越美山系砂防事務所	13	15	8
	新丸山ダム工事事務所	5	7	3
	横山ダム工事事務所	11	11	8
	富士砂防事務所	19	30	22
	豊橋河川事務所	34	26	30
	名古屋国道事務所	73	86	76
	設楽ダム工事事務所	2	2	1
	北勢国道事務所	42	34	30
	天竜川上流河川事務所	69	80	57
	丸山ダム管理所	2	1	2
	矢作ダム管理所	8	12	11
	蓮ダム管理所	5	3	6
	長島ダム管理所	6	6	7
	三峰川総合開発工事事務所	1	4	3
	天竜川ダム統合管理事務所	14	12	10

近畿地方整備局	大和河川事務所	43	40	22
	琵琶湖河川事務所	45	33	20
	大戸川ダム工事事務所	2	5	4
	滋賀国道事務所	115	91	64
	京都国道事務所	45	53	42
	淀川河川事務所	93	84	85
	大阪国道事務所	79	56	50
	浪速国道事務所	78	37	38
	猪名川河川事務所	25	25	25
	豊岡河川国道事務所	102	99	91
	姫路河川国道事務所	109	128	99
	六甲砂防事務所	31	21	21
	兵庫国道事務所	109	107	103
	奈良国道事務所	70	64	64
	和歌山河川国道事務所	129	92	84
	紀南河川国道事務所	77	72	77
	福井河川国道事務所	146	115	96
	木津川上流河川事務所	30	43	17
	淀川ダム統合管理事務所	21	19	13
	九頭竜川ダム統合管理事務所	29	17	29
	紀の川ダム統合管理事務所	17	10	10
	福知山河川国道事務所	95	83	69
	足羽川ダム工事事務所	1	2	3

		H20	H21	H22
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数

中国地方整備局	出雲河川事務所	65	52	53
	浜田河川国道事務所	63	56	43
	鳥取河川国道事務所	101	116	67
	倉吉河川国道事務所	80	95	59
	殿ダム工事事務所	10	20	6
	日野川河川事務所	29	17	14
	松江国道事務所	111	98	115
	斐伊川・神戸川総合開発工事事務所	35	31	47
	岡山河川事務所	33	32	22
	岡山国道事務所	80	101	71
	福山河川国道事務所	85	59	60
	三次河川国道事務所	76	61	69
	太田川河川事務所	47	53	83
	広島国道事務所	131	108	89
	山口河川国道事務所	116	121	97
	土師ダム管理所	3	4	2
弥栄ダム管理所	6	4	6	
八田原ダム管理所	3	7	7	
温井ダム管理所	2	3	3	
苫田ダム管理所	2	1	1	

四国地方整備局	徳島河川国道事務所	102	113	91
	那賀川河川事務所	41	25	31
	四国山地砂防事務所	28	32	18
	香川河川国道事務所	48	64	52
	松山河川国道事務所	83	69	75
	大洲河川国道事務所	84	63	78
	山鳥坂ダム工事事務所	12	8	8
	高知河川国道事務所	35	41	35
	中村河川国道事務所	62	56	45
	土佐国道事務所	92	103	79
	中筋川総合開発工事事務所	5	11	5
	吉野川ダム統合管理事務所	7	7	6
	野村ダム管理所	5	6	6
大渡ダム管理所	5	2	6	

九州地方整備局	筑後川河川事務所	82	104	70
	遠賀川河川事務所	128	128	117
	福岡国道事務所	111	134	113
	北九州国道事務所	79	71	67
	武雄河川事務所	77	84	46
	佐賀国道事務所	81	74	67
	嘉瀬川ダム工事事務所	33	33	7
	長崎河川国道事務所	81	112	86
	雲仙復興事務所	27	34	30
	熊本河川国道事務所	128	162	149
	八代河川国道事務所	82	63	33
	川辺川ダム砂防事務所	23	23	8
	菊池川河川事務所	34	36	34
	大分河川国道事務所	99	118	81
	佐伯河川国道事務所	87	56	68
	大分川ダム工事事務所	10	10	3
	宮崎河川国道事務所	149	111	81
	延岡河川国道事務所	79	69	63
	川内川河川事務所	82	115	63
	大隅河川国道事務所	100	126	99
	鹿児島国道事務所	70	63	84
	緑川ダム管理所	10	10	8
	筑後川ダム統合管理事務所	11	10	8
	鶴田ダム管理所	16	13	7
	山国河川事務所	24	22	22
	立野ダム工事事務所	2	2	1

沖縄総合事務局	北部ダム統合管理事務所	20	19	20
	北部ダム事務所	29	15	22
	北部国道事務所	58	57	51
	南部国道事務所	69	67	89

各地方整備局等 合計		12,191	11,988	9,939
------------	--	--------	--------	-------

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
中部地方整備局 名四国道事務所				
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	323,610	32,267	11,529
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		323,610	32,267	11,529
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)		323,610	32,267	11,529

(B事業所)

人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分			
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)				
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)				

(注記事項)

- ・本業務は平成21年度まで「品質検査業務」及び「工事管理業務」として、それぞれ個別に民間事業者へ委託している。
- ・本業務は平成22年度から「品質検査業務」と「工事管理業務」を合併し、「工事監督支援業務」として民間事業者へ委託している。
- ・上記の委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、諸経費、技術経費等が含まれる。
- ・業務概要は、「実施要項1.」に記載の通りで、平成19年度から平成21年度において変更していない。
- ・委託費の増減は、実施要項「契約の変更及び解除」に記載する通り。
- ・平成20年度 事務所一括発注
- ・平成21・22年度 出張所・監督官詰所別に発注

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理技術者が以下の要件を満たすこと

### 1. 経験に関する要件

過去10年間に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

[1]同種: 国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

[2]類似:

・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

・国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者

### 2. 技術力に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者

・1級土木施工管理技士

・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)またはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(Ⅰ)または公共工物品質確保技術者(Ⅱ)

・公共工物品質確保技術者資格認定委員会委員長が認定したⅠ種公共工物品質確保技術者、その他これに準ずると発注者が認める者

(業務の繁閑の状況とその対応)

・当該業務の対象とする工事について、そのプロジェクトに係る予算措置(補正予算等)や供用時期により、業務量が増減する場

(月単位の人員配置状況を開示する場合の例)

(人)

中部地方整備局 名四国道事務所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20年度 品質検査及び工事管理業務	94	94	94	98	102	106	122	126	128	150	206	218
品質検査業務【工事検査件数(件)】	47	47	47	49	51	53	61	63	64	75	103	109
人員配置												
工事監督支援(人)	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12
合計(人)	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12
工事管理業務【工事管理件数(件)】	47	47	47	49	51	53	61	63	64	75	103	109
人員配置												
工事監督支援(人)	19	19	19	19	19	20	20	20	21	21	21	21
合計(人)	19	19	19	19	19	20	20	20	21	21	21	21
21年度 品質検査及び工事管理業務	14	14	14	14	14	14	12	12	12	12	12	16
品質検査業務【工事検査件数(件)】	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	8
人員配置												
工事監督支援(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工事管理業務【工事管理件数(件)】	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	8
人員配置												
工事監督支援(人)	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
合計(人)	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
22年度 品質検査及び工事管理業務	12	12	12	10	10	8	12	10	10	10	10	6
品質検査業務【工事検査件数(件)】	6	6	6	5	5	4	6	5	5	5	5	3
人員配置												
工事監督支援(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工事管理業務【工事管理件数(件)】	6	6	6	5	5	4	6	5	5	5	5	3
人員配置												
工事監督支援(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
合計(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2

(注記事項)

- ・本業務は平成21年度まで「品質検査業務」及び「工事管理業務」として、それぞれ個別に民間事業者へ委託している。
- ・本業務は平成22年度から「品質検査業務」と「工事管理業務」を合併し、「工事監督支援業務」として民間事業者へ委託している。
- ・工事検査件数及び工事管理件数は、本業務の対象となる月毎の工事件数である。
- ・人員配置は、本業務の遂行に必要な月毎の人数である。
- ・平成20年度 事務所一括発注
- ・平成21・22年度 出張所・監督官詰所別に発注

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
中部地方整備局 名四国道事務所						
請負工事の契約の履行に必要な資料作成等	95	115	10	11	6	8
請負工事の施工状況の照合等	95	115	10	11	6	8
地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成	95	115	10	11	6	8
工事検査等への臨場	95	115	10	11	6	8
災害時における業務	-	4	-	-	-	-
打合せ	24	24	12	12	12	12

(注記事項)

- ・請負工事の契約の履行に必要な資料作成等、請負工事の施工状況の照合等、地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成、工事検査等への臨場については、工事件数(件)を表す。
- ・災害時における業務については、災害対応した日数(日)を表す。
- ・調査職員により業務が適正かつ確実に行われているかどうかを実施要項「検査・監督体制」により行う。
- ・目標・計画に対して、実績が増減しているのは、精査の結果、業務発注担当部署の指示により対象となる工事数に変更となったためであり、具体的な理由は下記の通り。
  - ・平成21年度、平成22年度「工事件数が当初想定より件数が増えたための増工」
- ・平成20年度 事務所一括発注
- ・平成21・22年度 出張所・監督官詰所別に発注

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

中部地方整備局 名四国道事務所  
施設名 中部地方整備局 名四国道事務所  
使用場 中部地方整備局 名四国道事務所  
(豊田出張所)  
使用面積:—

#### 【設備及び主な物品】

種類:パソコン、プリンター、自動車  
使用数量:パソコン1台、プリンター1台、自動車1台

#### (注記事項)

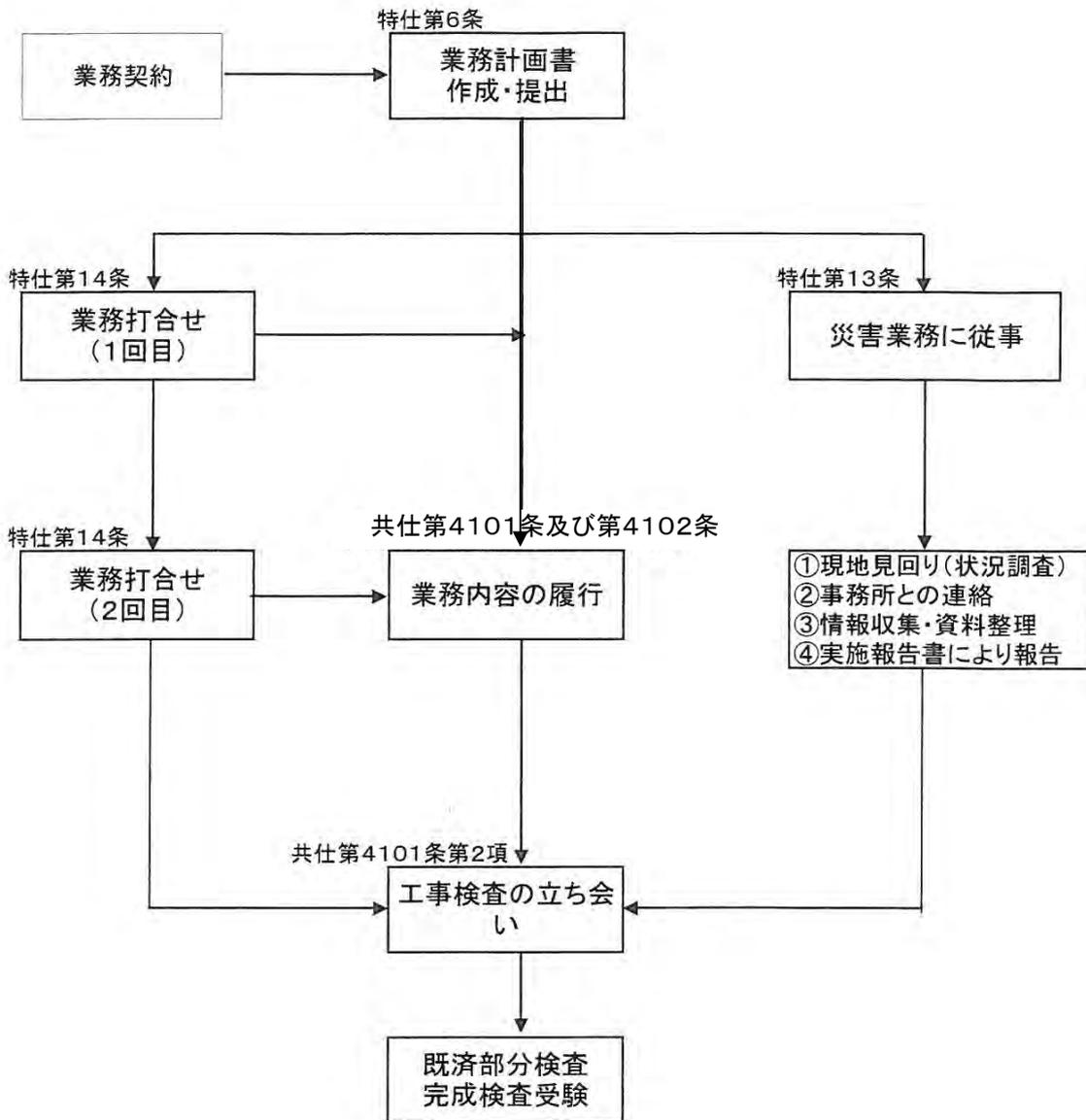
・国が民間事業者に提供・使用させる施設・設備等は、実施要項「費用負担等に関するその他の留意事項」に記載する通り。

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

- ①請負工事の契約の履行に必要な資料作成等:示された様式・条件が的確に踏まえられていた。
- ②請負工事の施工状況の照合等:適正に実施されていた。
- ③地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成:示された様式・条件が的確に踏まえられていた。
- ④工事検査等への臨場:各検査に臨場していた。

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法【全般の業務執行フロー】



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・本業務を実施するにあたっては、公共工事に関する専門的な技術力を駆使して、現場環境や工事施工状況を的確に把握する必要がある。
- ・また、発注者や工事施工企業の要請に対して、的確かつ迅速に対応するとともに、不測の事態に対して、即応できることが求められる。
- ・更に、施工業者等との関係において厳格な中立・公平性の確保が求められる。

(注記事項)

【品質検査業務】

- ・管理技術者 0名
- ・担当技術者 0名

【工事管理業務】

- ・管理技術者 1名
- ・担当技術者 1名

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
	◆技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆工事監督支援業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務 ○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆品質検査業務(過去の業務)	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務
	◆工事管理業務(過去の業務)	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
公物管理業務(河川)	◆河川巡視業務	○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務
	◆河川許認可審査支援業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務
公物管理業務(道路)	◆道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆道路許認可審査業務	○道路の各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査のいずれかの補助業務
	◆適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、特殊車両申請の指導取締のいずれかの補助業務
CM業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザー業務
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計 等
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計 等
土木設計業務(道路)	◆概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討 等
	◆予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計 等
	◆詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計 等

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。

別紙-3 発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績に定める業務の内容一覧

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務(河川)	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発、等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作成、事業計画等
調査検討・計画策定業務(道路)	◆調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等
	◆計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、事業計画等
管理施設調査・運用・点検業務(河川)	◆管理施設調査業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の点検
管理施設調査・運用・点検業務(道路)	◆管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆管理施設運用業務	○情報管理業務 等
	◆管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検 等
測量業務	◆測量作業	○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深淺測量、用地測量、空中写真測量 等
	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査 等
地質調査業務	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査 等
	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定 等

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。

企業における対象業務の分類表 《発注者支援業務及び公物管理補助業務》

別紙-4 1/2

【企業】

業務実績	対象業務	積算技術	技術審査	工事監督 支援	河川巡視	河川 許認可	ダム管理	排水機場 管理	道路巡回	道路許認可審 査・適正化指導 業務
発注者支援業務	◆積算技術業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆技術審査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆工事監督支援業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆品質検査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆工事管理業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公物管理補助業務(河川)	◆河川巡視業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆河川許認可審査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆ダム管理支援業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆排水機場管理支援業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公物管理補助業務(道路)	◆道路巡回業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆道路許認可審査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆適正化指導業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
CM業務		●	●	●	●	●	●	●	●	●
PFI事業技術アドバイザー業務		●	●	●	●	●	●	●	●	●
土木設計業務(河川)	◆予備設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆詳細設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土木設計業務(道路)	◆概略設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆予備設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆詳細設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調査検討・計画策定業務(河川)	◆調査検討業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆計画策定業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調査検討・計画策定業務(道路)	◆調査検討業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆計画策定業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
管理施設調査・運用・点検業務 (河川)	◆管理施設調査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設運用業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設点検業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
管理施設調査・運用・点検業務 (道路)	◆管理施設調査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設運用業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設点検業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
測量業務	◆測量作業	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆測量調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地質調査業務	◆ボーリング調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆地質調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●

## 対象業務における同種業務・類似業務の分類表《発注者支援業務》

【管理技術者】

【凡例：同種● 類似○】

業務実績	対象業務	積算技術		技術審査		工事監督支援	
		(河川)	(道路)	(河川)	(道路)	(河川)	(道路)
発注者支援業務（注1）	◆積算技術業務	●○	●○	●○	●○	●○	●○
	◆技術審査業務	●○	●○	●○	●○	●○	●○
	◆工事監督支援業務	●○	●○	●○	●○	●○	●○
	◆品質検査業務(過去の業	●○	●○	●○	●○	●○	●○
	◆工事管理業務(過去の業	●○	●○	●○	●○	●○	●○
公物管理補助業務(河川)	◆河川巡視業務	○		○		○	
	◆河川許認可審査業務	○		○		○	
	◆ダム管理支援業務	○		○		○	
	◆排水機場管理支援業務	○		○		○	
公物管理補助業務(道路)	◆道路巡回業務		○		○		○
	◆道路許認可審査業務		○		○		○
	◆適正化指導業務		○		○		○
CM業務		○	○	○	○	○	
PFI事業技術アドバイザー業務		○	○	○	○	○	
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○		○		○	
	◆詳細設計	○		○		○	
土木設計業務(道路)	◆概略設計		○		○		○
	◆予備設計		○		○		○
	◆詳細設計		○		○		○
土木工事	◆監理技術者	○	○	○	○	○	○

(注1) 同種(●)は国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務、類似(○)はその他の機関が発注した業務

### 暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成２４年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する民間競争入札の対象となったため、暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する第１０条第４号、第６号、第７号、第８号及び第９号をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であることを記載した誓約書（様式－１９）を提出すること。
2. 下記（１）に掲げる提出先に対し、下記（２）に掲げる提出期限までに、下記（３）に掲げる提出資料を１通ずつ提出すること（下記（４）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、当該資料は、当地方整備局各機関が入札公告をする発注者支援業務等に共通して用いるため、当該発注者支援業務等のうち複数のものに参加する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、１通ずつ提出すればよいことに留意すること。

この取扱の対象となる発注者支援業務等は、中部地方整備局ホームページにて公表しているので、十分に確認すること。

#### （１）提出先

〒４６０－８５１４

名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第２号館

中部地方整備局総務部契約課契約第二係

電話０５２－９５３－８１３８

電子メール keiyaku@cbr.mlit.go.jp

(2) 提出期限

平成24年2月2日(木) 16:00必着のこと。

なお、競争参加資格申請書等の提出期限とは異なるので、注意されたい。

(3) 提出資料

①入札参加事業者等確認書(様式-20)

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

(参考1及び参考2を参照のこと。なお、確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。)

③確認用電子データ(様式-21。なお、ダウンロードシステムにて交付するエクセルファイルにて作成、提出のこと。)

(4) 提出方法その他留意事項

1) 上記(3)①から③の資料の提出方法は、次のとおりとする(なお、各資料のデータを1枚のCD-R等にまとめて記憶させて差し支えない)。いずれも、電子入札システムによる提出ではないことに留意すること。

①入札参加事業者等確認書

原本を郵送するとともに、PDF化したデータを記憶させたCD-R等を郵送すること。

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

原本を郵送するとともに、PDF化したデータを記憶させたCD-R等を郵送すること。

③確認用電子データ

(1)のアドレス宛電子メールの添付文書として送信するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-R等を郵送すること。

2) 上記(3)②記載のとおり確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいが、その提出期限については、落札予定者の通知とともに通知する。なお、提出先は(1)まで、持参又は郵送にて提出すること。

参考1	意見聴取対象者等
参考2	暴力団排除に関する欠格事由
様式-19	誓約書
様式-20	入札参加事業者等確認書
様式-21	確認用電子データ作成様式

## 意見聴取対象者等

※確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。

	意見聴取の対象 <sup>(※1)</sup>	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
入	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・商号又は屋号 ・事業内容	・住民票の写し等 <sup>(※3)</sup> ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	② ①の法定代理人 <sup>(※2)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (①の戸籍抄本)
札	③ 入札参加事業者	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・事業内容	・登記事項証明書 <sup>(※4)</sup>
	④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
参	⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (④の戸籍抄本)
	⑥ ③の主要株主等 <sup>(※5)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	
人	⑦ ③の主要株主等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	
	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等
の	⑨ ③の親会社等 <sup>(※6)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑨の戸籍抄本)
業	⑪ ③の親会社等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合等	・登記事項証明書
	⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
者	⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑫の戸籍抄本)
	⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等
合			

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「住民票の写し等」とは、原則として、住民票の写し(本籍地の記載あるもの)、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の外国人登録原票の写し又はこれに代わる書面(いずれも発行後6ヶ月以内のもの)とする。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよい。

※4 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内のもの)

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

(参考2)

## 暴力団排除に関する欠格事由

### 【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### （【1】説明）

上記のとおり。

### 【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

#### （【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

### 【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員の中に【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

#### （【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

**【4】法第10条第8号関係**

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

**（【4】説明）**

法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」については、その概念が広く、入札参加時に意見聴取の対象をすべて特定することは困難であるため、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

**【5】法第10条第9号関係**

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【1】から【4】までのいずれかに該当する者

**（【5】説明）**

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。

- ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第10条第9号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する

者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第3条第2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取の対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能とな

る関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

## ●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有す

る者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

●民法 (明治29年法律第89号)

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局名四国道事務所長 田中 隆司 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地 \_\_\_\_\_

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

〇〇(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成24年1月20日付けで公告のありました「平成24年度 名四国道豊田出張所工事監督支援業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

(様式 - 2)

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局名四国道事務所長 田中 隆司 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地 \_\_\_\_\_

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

〇〇(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 平成 24 年度 名四国道豊田出張所工事監督支援業務

### 競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

アドレス \_\_\_\_\_

平成 24 年 1 月 20 日付けで公告のありました「平成 24 年度 名四国道豊田出張所工事監督支援業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 MB を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-ROM 等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（1）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注 2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

(様式－3)

・企業の平成14年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、「対象業務」を記載する。

注2：様式－4に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注3：業務実績は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。

注4：TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式-4)

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格				
技術士（部門：                      分野：                      登録番号：                      取得年月日：                      ）		一級土木施工管理技士（登録番号：                      取得年月日：                      ）		
土木学会特別上級、上級者又は一級土木技術者 公共工物品質確保技術者 公共工物品質確保技術者に準ずる者 公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工物品質技術者（Ⅱ）の資格を有する者 RCCM（部門：                      登録番号：                      取得年月日：                      ）				
RCCMと同等の能力を有する者（部門：                      ）		合格年月日：		
⑤同種又は類似業務経歴（平成14年度以降、最大2件）				
業務分類	業務名	発注機関	履行期間	
	TECRIS登録番号： 発注者としての実務経歴 （従事機関名）	役職	従事期間	
	業務履行場所			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間	
	TECRIS登録番号： 発注者としての実務経歴 （従事機関名）	役職	従事期間	
	業務履行場所			
⑥手持業務の状況（平成24年4月1日現在） 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上 （ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務 は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）				
業務名	職務上の立 場	発注機関	履行期間	契約金額
				（契約金額合計                      万 円）

注1：保有資格の「RCCMと同等の能力を有する者」は、合格証の写しを添付すること。

注2：「公共工物品質確保技術者に準ずる者」は証明書の写しを添付すること。

注3：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

- ・ 予定管理技術者の平成 14 年度以降に完了（平成 23 年度完了予定含む）の同種  
又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注 1：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3：〇〇には「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：TECRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

- ・ 地方整備局等管内に所在している業務拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

## ・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。

注2：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注3：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

## ・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数	人	

注1：氏名にはふりがなをふること。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局名四国道事務所長 田中 隆司 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体  
△△(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
〇〇(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 平成 24 年度 名四国道豊田出張所工事監督支援業務

### 技 術 提 案 書

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

平成 24 年 1 月 20 日付けで公告のありました「平成 24 年度 名四国道豊田出張所工事監督支援業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等と同時に提出する場合や技術提案書の提出において合計容量が 3MB を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（CD-R、ROM 等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（1）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

注 2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

・業務の実施方針

業務の実施方針
(A 4 サイズ、2 枚以内とする。)

※業務実施体制図は別途添付すること。

・技術提案

技術提案：本業務における留意点

(A4サイズ、1枚以内とする。)

・ 予定担当技術者の平成１４年度以降に完了（平成２３年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数\_\_\_\_\_人

②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者 A	
担当技術者 B	
担当技術者 C	

注１：配置予定担当技術者の氏名は記載しないこととし、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

**別添資料**

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1 調査基準価格等

調査基準価格等とは、1,000万円を越える業務で予決令第85条に基づく「調査基準価格」及び予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、以下の業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務 (発注者支援業務・公物管理補助業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務 (用地補償総合技術業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- 様式13 当該価格により入札した理由
- 様式14 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
  - 様式14-1 一般管理費等内訳書
- 様式15 当該契約の履行体制
- 様式16 手持の建設コンサルタント業務等の状況
  - 様式16-1 手持ち業務の人工
- 様式17 配置予定技術者名簿
  - 様式17-1 直接人件費内訳書
- 様式18 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
  - ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
  - ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）

- ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
- ・平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
- ・その他、様式13～18の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

### 3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合、または、記載内容に不備がある場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

- (3) 審査の内容は、次のとおりとする。

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査結果
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式13	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていないと認められない。
	様式14	
	様式14-1	
	様式17-1	

必要額は、1. 調査基準価格等の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）に基づいて算出される、調査基準価格等算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査結果
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式15 様式17 様式17-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
配置予定技術者の人工が適正であるか	様式16 様式16-1 様式18	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査結果
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式15 様式17 様式17-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
照査予定技術者の人工は適正であるか。	様式16 様式16-1 様式18	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

【照査技術者未設定業務の場合】

- ・①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査結果
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式14 様式15 様式17-1 再委託先見積書	○：確認していると認められる。 ×：確認していると認められない。

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行

確実性度を 1.0 として評価するものとする。

- ② 調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)から d)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

#### 4 その他

予決令第 85 条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】 ※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目 a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局名四国道事務所長 田中 隆司 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体  
△△(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
〇〇(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

〇〇業務の競争参加資格確認申請書は、容量を超えたため持参(又は郵送)にて提出します。なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

## 記

### 1. 問い合わせ先

担 当 者 : \_\_\_\_\_  
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課  
電 話 番 号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

### 2. 持参(又は郵送)する書面の目録

3. 持参(又は郵送)する書類の頁数 全〇〇頁

4. 持参(又は発送)年月日 平成〇年〇月〇日

当該価格により入札した理由

--

## 入札価格の内訳書

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額			官積算額(D)	備考
				(A=B+C)	うち自社実施金額(B)	うち再委託予定金額(C)		
直接原価								一次内訳書 - 1
	直接経費							
その他原価	その他原価							その他原価に係る 内訳書
一般管理費等	一般管理費等							一般管理費等に係る 内訳書
合計								再委託予定金額の比率 〇〇%

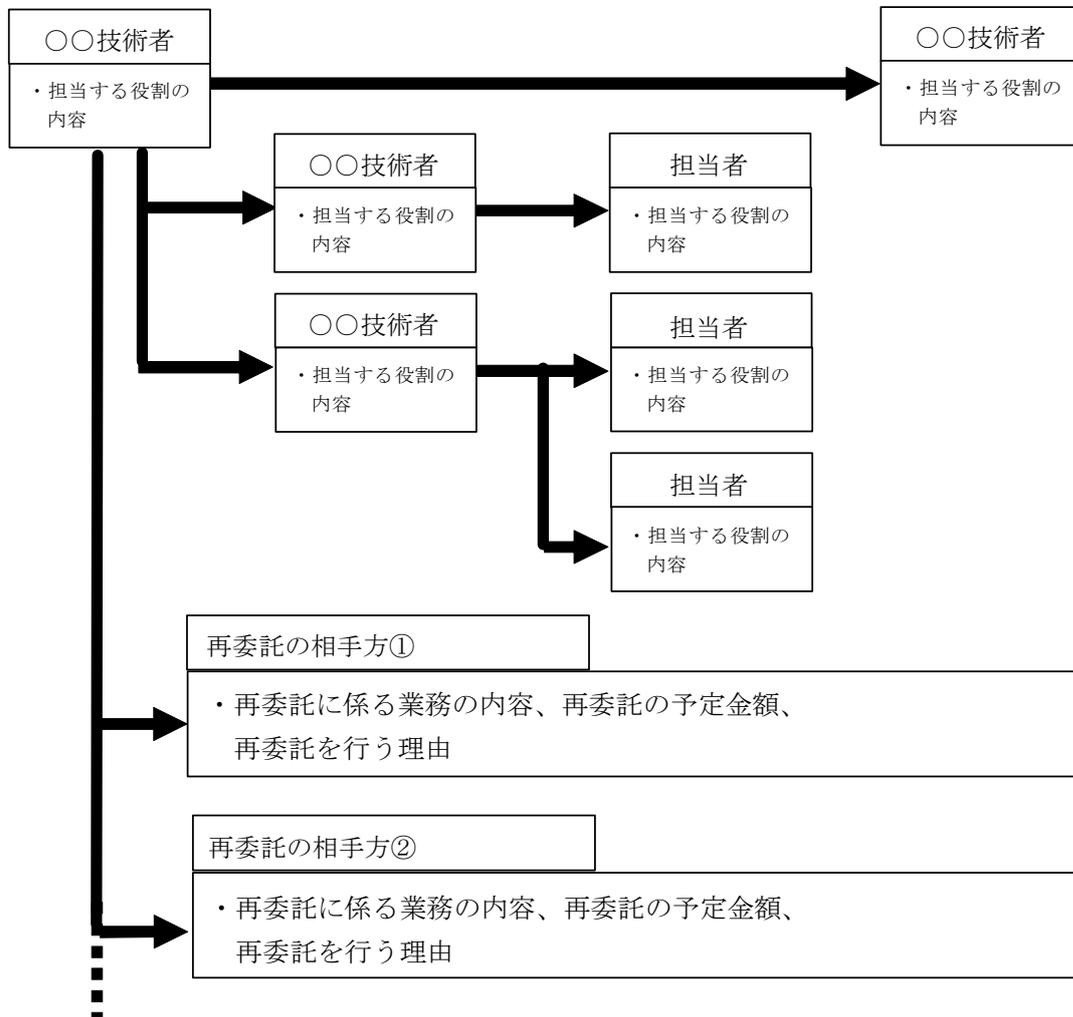


## 【一般管理費等内訳書】

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図 (全体像)



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

手持の建設コンサルタント業務等の状況

( 技術者) (氏名: )

業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	備考

(様式16-1)

手持ち業務の人工

様式11

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

( 技術者)(氏名: )

日数を記

業務名・業務項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20				
営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
A業務																																					
小計																																					
B業務																																					
小計																																					
C業務																																					
小計																																					

(様式 17)

配置予定技術者名簿

技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考



(様式18)

過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署

( 技術者) (氏名: )

通し 番号	業務名	業務発注担 当部署	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	備考

(様式－19)

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局名四国道事務所長 田中 隆司 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地 \_\_\_\_\_

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

〇〇(株) 役職名 氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 誓 約 書

平成 24 年 1 月 20 日付けで公告のありました平成 24 年度 名四国道豊田出張所工事監督支援業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号）について中部地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存ありません。また、中部地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存ありません。

(注 1) 設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。

(参考) 暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

平成 年 月 日

中部地方整備局長 殿

入札参加事業者 住所 (郵便番号 )

電話番号 ( ) -

商号  
又は名称

氏名 ㊦

(法人にあつては、代表者氏名)

㊦

法定代理人  
氏名

### 入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

#### (留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

## 1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

## ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	( )	

## イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

## 2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
  - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
  - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

## 3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。





## 5 親会社等

## ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

## ○ 個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本 籍		
氏 名		住 所		割 合
	( )	議決権の総数	所有する議決権の数	

## ○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割 合

## イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

## ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

## (記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
  - ① その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)
  - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)
  - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称			
フリガナ	生年月日(性別)	本	籍
氏名	役職名又は名称	住	所

	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		

	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面でいう「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

## 7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
<b>1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※<sub>1</sub>【落札者決定後】</b>		
① 落札事業者（個人）		
② 落札事業者（個人）の法定代理人※ <sub>2</sub>		
③ 落札事業者（法人）の役員		
④ 落札事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※ <sub>3</sub>		
⑥ 落札事業者（法人）の親会社等※ <sub>4</sub> （個人）		
⑦ 落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
<b>2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※<sub>5</sub></b>		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
<b>3 戸籍抄本※<sub>6</sub></b>		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
<b>4 未成年者登記簿の謄本※<sub>7</sub></b>		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいことに留意して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみななされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみななされている場合を除く。）に提出して下さい。

